

第73回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事録

1 日時

令和4年10月17日（月） 午前9時から11時まで

2 開催

Web会議形式

3 出席委員

小川委員、加藤委員、齊藤委員、二宮委員、宮西委員

4 審議事項及び審議結果

(1) 案件1

ア 発注機関：西関東連絡道路建設事務所

イ 工事名：道路改築工事（大滝トンネル本体工）

ウ 入札方式：一般競争入札（WTO）

エ 質疑応答：

委員：

当案件では低入札が多かったが、低入札が多かった理由を説明いただきたい。

発注機関：

いままでの傾向では大規模なトンネルになると低入札になる傾向がある。逆にトンネルの距離が短いようなものについては、低入札にならずに契約に至る傾向がある。

委員：

工事の規模が大きいと、低入札になる傾向が強いというのは、積算などの関係で低入札の傾向が強まるということか。

発注機関：

工事の規模が大きくなると、様々な新技術等を使うことにより、コストを抑えることができる。また、工事の規模が大きくなればなるほど、創意工夫をすることにより早く工事を終わらせることで儲かることにもなる。当案件では新技術を使いながら、50m先の地質を予測することで、地質の変化に合わせた資材等も事前に準備ができ、さらに工期短縮を目指したものである。

委員：

基準価格を設定する発注の段階では、現状の新技术をある程度想定した価格設定ではなく、従来どおりの価格設定ということか。

発注機関：

積算については県の標準歩掛、標準単価を使用し従来どおりの積算をしている。今回は、一般競争入札に加え総合評価方式を導入しており、新技术を活用することによって工期短縮や品質のよい構造物を作るといった提案を受けているため同じ価格でも、品質のよいものができると考えている。

委員：

総合評価方式の評価値の点数が同点で抽選となっているが、同点であれば入札金額が低い方を選ぶ方が県にとって有利なのではないか。

発注機関：

当案件では、総合評価方式のガイドラインバージョン15を採用し、評価値については小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとしているため、第4位以下は異なっていたが同じ評価点となった。現在のガイドラインではこうした事象があったため、第3位までで決着がつかない場合においては、決着がつくまで位を下げた比較するよう変更されており、今後同点になることはない。

事務局：

総合評価方式の趣旨として、技術力と価格を合わせて、総合的に評価するので、価格が安い方だからということで決めない形になっている。同点というのは技術力と価格を合わせて評価し同点となった場合であり、評価点で決定することが望ましい形となる。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(2) 案件2

ア 発注機関：新三郷浄水場

イ 工事名：総選除) 021新修第501号新三郷浄水場生物活性炭吸着池修繕工事

ウ 入札方式：一般競争入札(総合評価)

エ 質疑応答：

委員：

「県内企業への技術移転を図り、育成と受注機会の確保を図るものとして、代表構成員を所在地要件なし、その他の構成員は埼玉県内とした技術習得型にする」とあるが、施工する工事と育てたい技術の領域はリンクしているのか。

発注機関：

この工事が活性炭を扱う特殊な工事のため、県内企業では難しいことから、技術を上げたい趣旨で始めた経緯がある。現状で今回のような活性炭を扱う特殊な工事を代表構成員になれる県内企業は少ないので、今後県内企業が施工できるように県内企業に実績を積ませたい。今年度で5者の県内企業が代表構成員となる実績資格を持っている状況となった。

委員：

代表構成員を県内企業が安定的に担ってくれると良いと思う。県内企業をどのくらいのペースで増やしていくといった目安はあるのか。

発注機関：

実績のない県内企業がその他の構成員として入ってくる間は技術習得型ということで県内企業を増やしていきたい。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(3) 案件3

ア 発注機関：中川下水道事務所

イ 工事名：総I除) 中川流域処理場2号水処理施設最初沈殿池防食その1工事

ウ 入札方式：一般競争入札(総合評価)

エ 質疑応答：

委員：

同時に発注されている「その2工事等」についても同じ業者が落札できる可能性はあるのか。

発注機関：

一抜け方式なので、最初の入札で落札した業者は、次の入札には落札できないようになっている。受注機会を増やす趣旨でやっている。

委員：

受注機会を増やす趣旨ということだが、工事によっては同じ企業が工事を実施したほうが、スケールメリットがある場合が考えられるが、この工事はどうだったのか。

発注機関：

稼働中の処理施設の停止を伴う工事であるために、なるべく短期間で完成させる必要があった。このため、分割によって複数の工事を同時に着工するということで、工事期間の短縮を図った。また、スケールメリットはあまり発生しないため、工事の質をみて分割とした。

委員：

変更契約があったようだが、積算の際に、前回工事や当初工事の状況はわからなかったのか。

発注機関：

設計委託を発注して検討しているが、工事の性質上、水中のため現場の確認が困難だった。今後は事前に調査を行い、設計の精度を高めていきたい。

委員：

硫化水素が発生するなど調査にも限界があり、設計図書は相当古く当初工事の状況の書類は残っていないと思われる。今後、今の技術であれば、工事のデータ等きちんと残していくことは可能で、管理していくことが重要である。それが、適切な発注につながっていくため、工事記録をしっかりと残しておくことが大切である。また、大規模な変更であったが、適切な時期に変更契約をされている点は契約上、良いと思う。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(4) 案件 4

- ア 発注機関：朝霞県土整備事務所
- イ 工事名：1210 交付金（改築）工事（横断歩道橋上部工）
- ウ 入札方式：一般競争入札（価格競争）
- エ 質疑応答：

委員：

「橋を作るための自社工場を有している」という入札参加資格があるが、これがないければ、対象となる企業がもう少し増えると思うが、条件に入れた理由はあるのか。

発注機関：

歩道橋の工事は特殊性が高く、製作から架設までを適切に管理してもらうことが品質確保につながるため自社工場の保有を条件に入れている。

委員：

工事成績のところで平成30年度から令和2年度までの間となっているが、この期間を広げるといった考えはないのか。決まりがあるのか。

発注機関：

過去3年間としたのは、入札参加停止期間の最長期間及びその文書警告の有効期間が3年というのを参考とした。

委員：

総合評価方式でやっても良かったのではないかと。総合評価方式にして仮組とかもコンピューターでチェックして省略し、施工するというふうにするとコストが下がるといったことも提案されてくるのではないかと思った。時間がある時の発注工事でそういう提案を受けるといった工夫をされると、より良くなるのではないかと。

発注機関：

今後はそのようなことも視野に入れて検討していきたい。貴重な意見ありがとうございました。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。